

三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する要領

R6.4.1～

三郷市 スポーツ振興課

三郷市立小中学校体育施設開放とは、住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保のために、学校教育に支障のない範囲で、市内小中学校の運動場・屋内運動場の体育施設を住民に開放して利用してもらうことです。利用方法と注意点は以下の通りです。

1 利用時期と利用日

- ① 第一期(4月～7月) 第一期開放会議 4月中旬頃
- ② 第二期(8月～11月) 第二期開放会議 7月中旬頃
- ③ 第三期(12月～3月) 第三期開放会議 11月中旬頃
 - ・小学校 屋内…平日午後7時～午後9時、土曜・日曜並びに祝日の午前9時～午後9時
屋外…第2・4土曜、日曜並びに祝日の午前9時～午後5時
 - ・中学校 屋内…日曜から土曜午後7時～午後9時
それぞれ、各学校・地域により使用できない日時あり

2 利用できる団体基準

- ① スポーツ・レクリエーション活動を目的とした団体
- ② 市内在住・在勤・通学する10人以上の団体(市内で活動している団体に限る)
- ③ 成人の責任者を有する団体
- ④ 政治・宗教活動及び営利目的でない団体

3 利用時間と利用料

- ◎ 利用時間は原則コマ単位 1コマ(2時間) 600円
例外として、1コマ以上の奇数時間利用は可能 例) 1.5コマ(3時間) 900円
- ◎ 利用料は登録団体の区分によって異なり、次の5区分とします
 - ① 子供対象団体(児童生徒が構成員の半数以上)
 - ・ 無料
 - ② 高齢者対象団体(60歳以上が構成員の半数以上)
 - ・ 無料
 - ・ 減免申請書の提出が必要
 - ③ 障がい者団体(障がい者が構成員の半数以上)
 - ・ 半額 屋内屋外とも、2時間 300円
 - ・ 障がい福祉課へ「三郷市障がい者等の施設使用料減免団体登録申請書」を提出
 - ・ 減免申請書の提出が必要
 - ④ PTA団体(当該小中学校に在学する児童生徒の保護者が構成員の半数以上)
 - ・ 半額 屋内屋外とも、2時間 300円
 - ⑤ 一般団体(上記以外の団体)
 - ・ 屋内屋外とも、2時間 600円

4 複数団体の同時利用について

複数団体が同時に利用する場合の使用料は、各団体数で割って徴収する。

使用料計算方法

学校開放利用許可証の1コマ(2時間)に2団体以上が使用する場合

体育館を使用している団体で、それぞれ1/2の料金・1/3の料金を支払う。

(例1)一般団体とPTA 団体が1コマに2団体で使用する場合⇒ 一般団体・・・300円

PTA 団体・・・150円

(例2)一般団体とPTA 団体と子ども団体が1コマに3団体で使用する場合⇒ 一般団体・・・200円

PTA 団体・・・100円

子ども団体・・・無料

※使用料明細書には、回数、金額を月ごとに表示し、納付書を発行します。

5 冷暖房設備の使用料について

利用時間は原則コマ単位 1コマ(2時間) 300円

例外として、1コマ以上の奇数時間利用は可能 例) 1.5コマ(3時間) 450円

※冷房を使用した際は、学校開放利用日誌に使用した時間の記載をお願いいたします。

・デマンド計(電子式電力量計)で計測した値とかけ離れた値の場合は各団体に聞き取りをします。

・複数団体が同時に利用する場合の、冷暖房使用料についても各団体数で割った金額を徴収します。

※使用料については自己申告とし、次期の使用料と合わせて納付書を発行します。

※空調使用料については減免規定がありません。

6 振替記入用紙の提出と利用について

許可した部分が未利用の場合は振替えできる。振替時期は次のとおりとする。

◎振替記入用紙の提出時期

① 4月の第一期開放会議では、11月から3月までの利用中止分

② 7月の第二期開放会議では、4月から6月までの利用中止分

③ 11月の第三期開放会議では、7月から10月までの利用中止分

納付書の金額をそのまま納付する。下記の場合は次の期に振替え、利用料から差し引く。

・天候、学校行事で利用中止のときは、次期開放会議に振替記入用紙を提出し、振替えることができる。

・自己都合で利用中止するときは、あらかじめスポーツ振興課に連絡してから振替記入用紙に記入し、次期開放会議で提出する。なお、連絡が無く利用中止した場合は、振替えはできない。

・スポーツ振興課への連絡は、利用日当日までとする。(土日・祝日については翌開庁日までの連絡とする)

① 三郷市学校開放利用団体登録を申請 (4・7・11月上旬受付)

② 登録証の交付

③ 開放校ごとの開放会議に出席 (4・7・11月中旬頃)

利用日の決定 → 当該団体に通知

7 体育施設利用上の注意

いくつかの禁止行為があります。学校施設利用責任者のもと、施設の管理保全および事故防止に努めてください。

禁止行為の詳細は、「学校体育施設開放利用者心得」に掲載しています。

＊ 以下の場合、スポーツ振興課 学校開放担当まで速やかにご連絡ください。

- ・利用団体責任者の方の連絡先が変更になった場合
- ・利用団体の解散・活動停止等の場合（廃止届が必要）

スポーツ振興課 管理係 930-7760（直通）

受付時間 8:30～17:15 土日祝・年末年始除く